

「労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手続マニュアル－（令和7年1月）」の読み替えについて

第2の2欠格事由（14ページ）

読み替え後	読み替え前
<p>イ 法人の場合 （イ）～（へ） 略 （ト） 略 （a） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は（イ）のaからcまで及びgからlまでの規定に違反し又はd、e及びfの罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者（法第6条第1号、第2号）</p>	<p>イ 法人の場合 （イ）～（へ） 略 （ト） 略 （a） <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、又は（イ）のaからcまで及びgからlまでの規定に違反し又はd、e及びfの罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者（法第6条第1号、第2号）</p>

※下線部が読み替え箇所です。